

敦賀市立看護大学学部長選考等規則

平成27年2月10日

敦賀市立看護大学規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、敦賀市立看護大学の学部長の選考、任期及び解任（以下「選考等」という。）に関し必要な事項を定める。

(選考の理由及び時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、学部長を選考する。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠けたとき。
- (4) 学部長が解任されたとき。

2 学部長の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了の日の1月前までに、前項第2号から第4号までに該当する場合にはその事由が生じた後速やかに開始しなければならない。

(学部長の資格)

第3条 学部長は、その職の任期の初日において当該学部の専任の教授であり、かつ、学部の運営に関し識見を有する者でなければならない。

(候補者の推薦)

第4条 学長は、学部長の選考を開始したときは、教授会に対して学部長候補者の推薦を求める。

2 第2条第1項第3号又は第4号に定める事由により学部長の選考が開始されたときは、教授会は学長が招集し、教授会の成立後直ちに互選によって議長の職務を代行する者を定める。この場合において教授会は、学部長候補者の推薦に関してのみ審議を行う。

3 第1項の規定により学部長候補者の推薦を求められた教授会は、学部の専任教員による投票を行い、学部長候補者の選出を行う。

4 前項の投票を行うため、教授会は、互選により、投票管理委員3名を選出する。

5 投票管理委員は、投票を行う日時及び場所を決定し、投票権を有する教員に通知するほか、投票用紙及び投票箱の準備、投票立会並びに開票集計その他第3項の投票に関する庶務をつかさどる。

6 第3項の投票は、無記名により、第3条に定める資格を有する者の中から適任と考え

る者の氏名を投票用紙に記載し、これを投票する方法により行い、投票を締め切った後、ただちに投票管理委員が開票集計を行う。

- 7 前項の開票集計の結果、投票総数の過半数を得た候補者がいない場合には、得票数の多い候補者2名による決選投票を行う。この場合において、投票管理委員は、決選投票の日時及び場所を決定し、投票権を有する教員に通知するものとし、決選投票の方法は、第6項に定める例による。
- 8 前2項に定める手続が終結したときは、投票管理委員は連名により、投票の結果を教授会の議長に通知する。
- 9 前6項に定める手続により学部長候補者が決定したときは、教授会の議長は、ただちにその内容を学長に通知しなければならない。
- 10 学部長候補者の推薦について審議する教授会の議事手続は、前8項に規定があるもののほか、敦賀市立看護大学教授会規則（平成26年敦賀市立看護大学規則第4号。以下「教授会規則」という。）の定めに従う。

（学部長の選考）

第5条 学長は、前条の規定による推薦を尊重して、学部長を選考する。

- 2 学長は、前項の規定により学部長を選考するときは、あらかじめ教育研究審議会に付議するものとする。

（学部長の任期）

第6条 学部長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、補欠就任した学部長の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 学部長は、通算6年を超えて在任することができない。

（学部長の解任に関する教授会の手続）

第7条 学長は、学部長が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該学部の教授会を招集して学部長の解任の可否を諮ることができる。

- (1) 心身の故障のため、その職務の遂行に堪えないとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- 2 前項の場合においては、当該教授会の成立後直ちに、学部長以外の者のうちから臨時に教授会の議長の職務を行う者を互選によって定める。
- 3 第1項の規定によって招集された教授会は、学部長の解任の可否についてのみ審議を行うことができる。
- 4 教授会が学部長の解任を可とする議決を行うには、出席者の3分の2以上の多数によることを要する。
- 5 第1項の規定によって招集された教授会の議事手続は、前4項に規定があるもののほ

か、教授会規則の定めに従う。

(学部長の解任決定)

第8条 学長は、教授会が前条の規定に基づき、学部長の解任を可とする議決を行った場合に限り、教育研究審議会に付議した上で学部長の解任を決定することができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、学部長の選考等に関する事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、その施行後最初に学部長に就任する者の選考については、適用しない。
- 3 この規則の施行後最初に就任する学部長の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、1年とする。